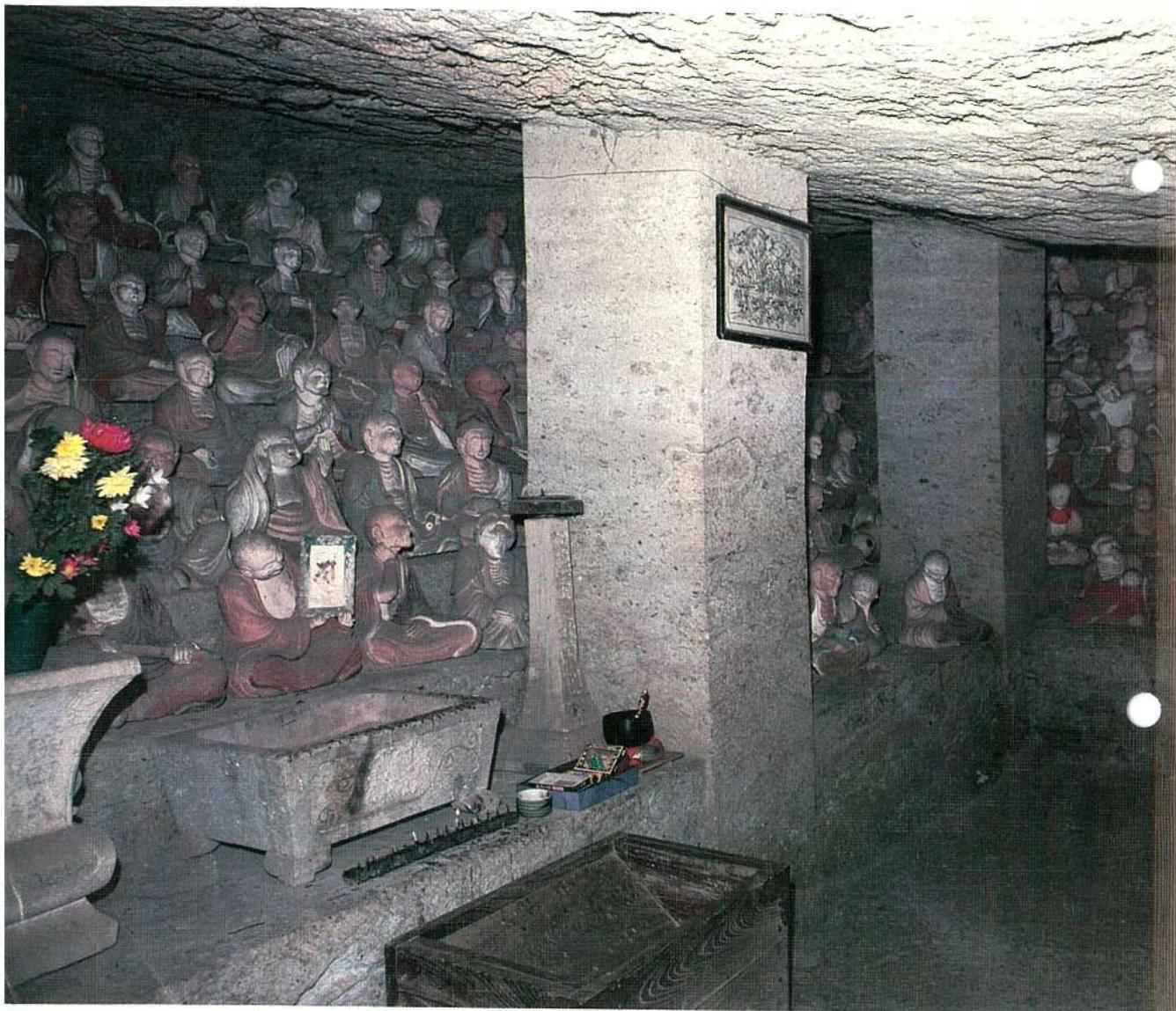


天領

第4号
1982年12月



大田瀧摩法人会会報

目 次

知事室を訪ねて	1
税務調査から見た非違事例	1
企業訪問 わが社の経営方針	2
意見交換 税を知る週間	3
税務署 人事紹介	4
相談コーナー	5
発想の転換を	6
島根中央信用金庫理事長	
開幕コーナー	6
直税部長と中国法人会会長との対談	7
新役員紹介	8
改正商法における取締役及び監査役	9
経営者大型総合保障制度	10
将棋コーナー	11
ミニ税務コーナー	12
編集後記	12

五 百 羅 漢

大田市大森町の石室山・羅漢寺の岩山に、石造五百羅漢はさまざまな表情で、紫
色の闇に坐っている。ほほえんだ顔、冥想する姿、阿羅漢の声のないどよめきの風
情は、石見銀山600年の盛衰のドラマを語りかけているようにも思えてくる。

寛保2年、月海淨印の発願で始まった羅漢さんの築造は、25年の歳月の流れの中
で出来上った。その間の宝暦9年10月、月海さんの死で建立は一時ストップしたが、
家重將軍の弟、田安宗武や田安家の奥女中の寄進で、残りの103体がまとまり、明
和3年4月に完成した。三百水の岩山の右の岩窟に250体と木蓮尊者、左には251体
と阿南尊者、真ん中上段の岩屋には釈尊像が、文殊、普賢の両菩薩を從えて鎮座し
江戸時代中期の羅漢信仰の雰囲気が、いつしか私たちを200年余りの昔へ誘いこん
でしまう。

(石村祐久記)

知事室を訪ねて

九月三日(金曜日)大田邇摩法人会広報部会員五名は、島根県庁の知事室を訪問。お忙しい最中、時間を割いて頂き、法人会活動の指針とするべく知事と懇談いたしました。

以下当日の対談内容の骨子のみ記載致しました。



らは、比較的経営規模の大きい企業が、資本の集積又は、税金対策等から、法人組織にしていましたが、最近は小規模企業も社会保険加入等の目的から法人化して来ています。しかしながら、地域としては有力な企業の集まりが法人会でございます。したがって、法人会活動は今少し地域社会にとって大切な分野があるのではないかと思いますが…。

(渡辺) 本日お伺い致しましたのは、大田邇摩法人会報部会が出来て三年目でございますが、この機会に知事さんのお話を承り、会報に掲載致したく思い、お訪ねしたわけでございます。当地区においても、従来か



(木村) 我々の法人会は、毎月法人学校と称して講習会、講演会等を長く続けており、我々の視野を広げるためには、大変に役立っています。

(知事) おっしゃるとおり税金を考えるだけの組織ではだめだと思います。大田邇摩法人会の会則をみると、第三条で、本公司は会員の税務並びに経理事務の向上と企業経営の合理化を図つてゆく、とうたつありますが、これは非常に大切なことだと思います。

(木村) そう通りだと思います。人と人、又企業と企業のふれあいが出来ることは大変良い事だと思います。

(知事) おっしゃるとおり

つております。

いように思います。

(木村) その通りだと思います。

て、人と人、又企業と企業のふれあいが出来ることは大変良い事だと思います。

的なものが少ないと思います。又教育面でも、大田市には高等学校が他市に比べて少ないのも残念に存じます。



(渡辺) 次に昔から石東三郡といわれ、歴史的にも、地理的にも、又経済的にも密接な関係にある邑智郡が税務署所管が異なるため、法人会を一つに出来ないのは甚だ残念に思っています。

(知事) そうですね。この問題は国税局の管轄であります。まず大事なのは、地元住民の意向であり、それを大いに反映させていく努力が大切だと思います。

(木村) それに関連致しまして、筑波学園都市のような都市づくりについてはどうでしょうか。

(知事) 学園都市づくりは大変結構だと思いますが、地域的にまだまだと考えます。大田市の高等学校については、現在、大田高校、それに隣接して邇摩高校、邑智高校と一応はあるのではないかでしょうか。

(木村) 次に観光面でござりますが。現在県内の観光客は総体的に減少しておる

ことが出来、大変良いと思

と思ひますが、大田市の国立公園三瓶山の観光客も伸び悩み状態だと思います。

よつて、受入れ側等の再検討をする必要があるのではないでしょうか。

(知事) おつしやる通り、



観光客は全県的に減少しておりますが、大田市だけは逆に伸びているのではないですか。

(知事) おつしやる通り、

観光客は全県的に減少しておりますが、大田市だけは逆に伸びているのではないですか。

いるように思いますね。

現在県では、観光面だけではなく島根県のビジョン策定について県職員の若手で研究する組織を設け、作成

で努力しております。今までに三回位、報告書が出ておりましたが、これからも随時研究して良いビジョンが出てくるものと思っております。

(渡辺) お話を変りますが国道35号線の拡幅工事は、いかがお考えでしようか。

(知事) 国道35号線の改修工事は、重点主義で行なう予定でございます。

(渡辺) そうですか。それは大変うれしいことです。



(木村) 以前県の観光課長の北條氏が広域観光ルートの説明会において、国立公園三瓶山を中心とした、広域観光ルート設定のお話を聞いたことがあります。

(知事) そうですか。現在県内の観光客は、津和野方面からと、松江市、出雲市方面からと入ってくるものの三瓶には宿泊せず素通りの傾向が見られ逆循環して

びき国体が終りますと、現

在の不況がさらに深刻化するのではないかといわれておりますが、今後の景気の見通しについてお聞かせ下さい。

(知事) まつたくその通りだと思います。

県といたしましても、このくにびき国体終了後は、あまり公共的な投資は出来ないと思ひますので、これらの中企業は、経営の合理化等々に力を入れてこの難局を乗り切つていただきたいものと思ひます。

(渡辺) よく分かりました。それでは、時間も参りましたので本日の知事室訪問を終らせて頂きます。

恒松県知事さん、貴重な時間本当にありがとうございます。

以上のような懇談を行い終りました。

我々一行は、一時間三十分の時間ではあつたが、時たつのを忘れてしまう感じで

せ下さい。

(勝部) 最後に一つお聞かせ下さい。

現在くにびき国体が目前にせまり何かとお忙がしい思ひにかられながら、知事室を後に致しました。

税務調査から見た非違事例

PART 3

者個々の経営実態確認のため、調査を実施してみますと、よく見受けられる非違

事例として次のような事項がありますので、既に提出されている申告書並びに今後の申告期においては、充

分見直しのうえ、正しい申告と納税をいただきますようお願いします。

一、新聞、テレビ等の報道に基づく経済情勢を、單

的に受け入れて経営業種とは異質と思われる業種

までも売上金を翌期に繰延べたり、期末の実地たな卸を省略する等による赤字決算しているもの。

二、減価償却資産の取得費を消耗品費、修繕費等として取得年度の損金経理をしてているもの。

三、「赤字申告をしておけば税務調査には来ないだろ」という考え方から仕入を過大に計上したり、

経費を水増しているもの。

四、原材料の転売収入、機械等のチャーター料収入、

及び受入保険料等を、雑収入に計上していないもの。

(石見大田税務署)

企業訪問

わが社の経営方針



有限会社 三谷鉄工所

代表取締役 三谷 策郎

(資本金 三百五拾万円
従業員 十五名)

昭和二十一年三月、大田町の駅前に、亡父により鉄工業を開業、いわゆる鍛錬治から始まつた訳です。

当時、大田には二十数軒もの鍛錬治があつたと聞いておりますが、年々と時が流れに連れて、需要の変化、製品の進歩、量産化が進み時代のニーズに応じられなくなり、転廻業を余儀なくされその数は年々減少し、現在その部門を残している会社が一軒だけとなりました。私共の会社もしかりで

あり、昭和三十四年に柳井に移転し徐々に建築鉄骨の分野に業態を変換せざるを得なくなつて参りました。

私は学校卒業後、建設会社であります、㈲奥村組にて入社し、そこで二年間建築の現場を勉強し、四十七年に、当時病氣療養中の兄、高齢になりました父に変つて家業を継ぐ為に帰つて参りました。そして五十年に会社を引き継ぎ以来七年。七年のキャリアはまだまだ世間に通用するものではありません。私の会社もしかりで

りません。私自身それを十分に承知しているつもりですでの、営業活動をしながらも工場で加工もしなければなりません。現場での作業もしくてはなりません。

言うならば「只今修業中」の身であり精一杯仕事に立ち向つて毎日であります。

そんな私がこのような欄でモノを申し述べるのは

いささか僭越とは思うので

す。そんな私がこのよう

な程私共の会社は、三十六年の歴史がござります

が、しかしここに働く社員

は私よりも後で入社した若

い人がほとんどで、これか

らどんどん勉強して頂き、

技術の向上を計らねばなり

ません。そういう意味で

私は決して古い会社だと

思つていません。若い会

社なんだと認識しています。

そしてここに働く若い社員

の個性を活し、個々の人格

を尊重し明るく楽しい職場

造りを基本とし、立派な製品造りを通じてお客様の信頼を得ることをモットーとしております。

「儲け」というものはお互

いの信用の中から生れてく

るものではないでしょうか。

昨今の厳しい経済環境の中、長い不況の入口に差し

かかつたばかりとも言われ

る現在、まして万年不況業

種ともいわれる鉄骨加工業

の経営に夢をなどと申せば

笑われるかも知れませんが、

私は常に企業というものは

将来に夢を、言いかえればビ

ジョンを持つて進まなければ

ならないと考えています。

私が会社を引き継ぎまし

た当时、設備は少なく旧式

であり、加工方法も工芸も

非能率的であり、作業環境

も暗く狭隘であり、また技

術者各種の資格取得者も不

足している状態でした。こ

れではいかん。今に業界か

ら取り残されてしまう」と

考へ、早速近代化に取組み

ました。といつても資金が

ありませんので、設備投資

に比べれば比較的少ない投資で出来る人材の育成から手掛けました。

日本溶接協会、全国鉄構工業連合会等に進んで入会

し技術情報、教育情報など

を入手し、各種の試験、講

習会等に積極的に参加し、

現在では超音波探傷検査技

術者、溶接管理技術者、鉄

構管理技術者、J I S 溶接

工に至つては全員が資格を

取得、又各種の作業主任者

の資格取得、各作業の特別

教育等も全員に渡つて行い、

工場設備につきましても、

年々少しづつではあります

が機械化を進めて参りまし

た。切断、穴あけ、溶接等

の工程に省力化設備を導入

し工程のライン化を図った。

その事が加工能力を上げ、

製品のバラ付をなくし、品

質の向上をもたらし、ひい

ては作業環境の改善にも役

立つたわけです。そして、

さらに加工工程の省力化、

合理化を進め、将来的には

ロボット化への期待を夢見

る所以であります。

近年鉄骨加工業界は急速な変化を見せていました。それは、鉄骨の品質確保に対する意識の高まりです。今全国的な規模で、品質の確保向上の為の研究、勉強会が行われています。そして

今では、全国鉄構工業連合による工場認定制度も法制化され、建設省により工場認定が行われるようになり、私共の会社もお蔭様で五十四年に認定工場になる事が出来ました。

建築鉄骨の仕事は近年になって急に伸びてきた分野であり、十数年の歴史の業者も少なくないようです。そういう意味では、この業界は未開拓産業、あるいは未成熟産業といえるのではないでしょうか。今後も、鉄骨の加工、鉄骨の品質の重要性に対しさらに理解を深めて頂き、私達加工業者と得意先であるゼネコンとが、お互いに信じ合い切磋琢磨して、すぐれた構造物を造り上げて行きたいと考えています。

意見交換

税を知る週間行事

税務署との意見交換会



東部地区意見交換会風景

大田通商法人会は毎年税を知る週間に合わせて、東部大田、西部の三会場に別れて税務署と法人会員との意見交換会を開いています。

十一月五日午後二時より

波根町の水明館にて開催さ

れた。税務署からは森整署

長、吉本統括官、原調査官、

税理士会からは、川上税理

士、当法人会からは天崎会長、伊藤副会長、事務局、会員二十三名の出席がありました。

法人会事務局の紹介で、森整署長の新任挨拶を頂き意見交換会に入った。

松井氏を座長として、交換会の主旨説明がなされた。

平素会員は税務署と親しく

膝を交えて話し会える機会

は調査対象にないので、活発な意見が求められた。

意見交換会の内容は次のとおりであります。

石見大田税務署管内には法人の本店があるものが五百社あるが税務署の実地調査がなされているのは年間五パーセント程度である。

調査される期間は最低三年間分で、その内容によつては五年間分の調査がなされる場合もある。

五パーセント程度である。

スライドにあつた債権債

却特別勘定は税務署長の承認がなくても五十パーセン

トまではできる。貸倒れに

関して備忘価格を一円とし

残しておくのはなぜかとの質問に、その処理上で貸倒

れ損失を重複してあげるお

それがあるからであると説

明がなされた。

その他色々な質問が出

したが、紙面上ご紹介する

ことができず割愛致します。

このように年一度の意見

交換会も、年々盛況となり

会員の税に対する考え方も

変つて、署に気軽に相談

に行ける雰囲気ができてき

たように思えます。

今後この交換会が益々盛

況になるのは、会員諸氏によるものと思います。会員多

数の参加を切望致します。

があるので、問税担当の事務官に相談してほしい。

又、印紙額がまちがつた場合には、不足額の三倍が課せられ、当地でも非違事例が多く見られるので注意してほしいものです。

石見大田税務署人事異動

七月十二日付で人事異動が発令になり、新署長に森埜博氏（松江税務署副署長）総務課長に吉川正治氏（広島国税局厚生専門官）が着任されました。（一）は前任地

ごあいさつ



税務署長
森埜 博

民の期待関心は一層高まっています。このような環境の中で、私ども税務に携わる者としましては法人会が事業活動を通じて、適正な申告と税知識の普及に御尽力をいただいておりますことを心強く思っています。

七月の異動により、石見大田税務署長としてまいりました森埜でございます。
前任の米原署長同様よろしくお願い致します。

大田税務署長としてまいりました森埜でございます。
までは、皆様方の積極的な御努力により活動も飛躍的に拡大が図られ着実な発展を続けておられますことは誠に御同慶に堪えません。

皆様御承知のとおり、わが国の財政の再建は、今や緊急かつ重要な課題でありまた行政改革論議を背景に広く行財政のあり方が問われており、その一環として税制や税の執行に対する國



吉川正治
総務課長

相談コーナー

【質問】当社の役員のうちには、役員としての職務のほか、使用人の仕事にも従事しているものもいますが、どのような条件が備われば税法上使用人兼務役員として認められますか。

（1）社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務理事、常務取締役、業務執行社員

（2）その他これに準ずる役員

（3）監査役、監事

（4）その他の、同族会社の株主等である使用人のうち次の（1）から（3）までのすべての条件に該当するもの。

① その使用人が持株割合の最も大きい株主グループから順次その持株を合計した場合に、その持株割合が始めて金体の五〇%に達するまでの株主グループ（第三順位まで）に属すること。

② その使用人の属する株主グループの持株割合が一〇%をこえていること。

③ その使用人の持株割合が五%をこえていること。

定も存することから形式的に判定することとしています。締役とか常務取締役というのは、定款等の規定、株主総会又は取締役会の決議等によりこれら職制上の地位が付された役員をいいますので、何らの決議も受けない、いわゆる名刺専務等については、この限りでないかえれば、使用人兼務役員として認められるには前項（1）から（4）に掲げた役員に該当するものではなく、部長、課長その他法人の使用者としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事していることが条件となります。又、使用人分賞与については他の使用人の賞与と同期に支給し、その額が職務に対する相当な額であれば、損金経理することを条件に税法上損金算入ができるとされていますので、以上のことをあわせて検討されたら如何でしょう。

（竹下税理士）

発想の転換を



島根中央信用金庫理事長 本田鉄市

が非常に速く感じられます。

当地方の景況をみましても、業種間の格差、他業種との競争性等良い方と悪い方の開きが益々出で来るようになります。

年の初めには、年末には何んとか景気に明るさが出て来るであろうと経済誌にも書かれており、又そうした希望を持つて新年を迎えました。ところが、日が立つに従つて段々と暗い要素のみ表れ、県民が待望していた団体も無事成功裡に終り、さてと考えた時これと言つて景気の良くなれる材料は見当りませんでした。

そういうするうち早くも歳末を迎えることになり、不景気なためか月日が立つの

十二月以降三月までは年末資金の手当、国債、政保債の引受けに加えて地方財政資金の継続資金等の需要が予測され、多少資金が窮屈になつて来るものと予想されます。歳末になつて不測の事態にならないよう早目に取引金融機関とご相談されるのが得策ではないでしょうか。

今年は不況の年であつたと言うより、このような状況が低成長時代の姿であり今後はむしろこれが当たり前であるという認識にたつて意識と発想の転換をはかり企業のこれから的发展策を考えて行かねばならないと思います。

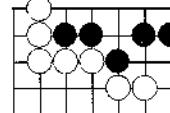
特に当地方のように地場産業により域外から金を持つて来る企業が少なく、県、市町村等に対する依存度の高い経済基盤において

したが、これとて後向きの資金が多く景気上昇に伴う増加運転資金ではなく、企業家の皆様の不況の現れではないかとみています。

十二月以降三月までは年末資金の手当、国債、政保債の引受けに加えて地方財政資金の継続資金等の需要が予測され、多少資金が窮屈になつて来るものと予想されます。歳末になつて不測の事態にならないよう早目に取引金融機関とご相談されるのが得策ではないでしょうか。

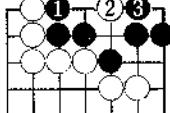
は、赤字財政下不況色が一層強くなつてくることも考えられます。そこで何時までも高度成長時代の好況を懐しがらず、長時代の好況を懐しがらず、かろうかと思う次第です。

囲碁コーナー



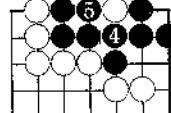
1図 フトコロもせまいしダメもつまっています。

どうにも生きられないもありませんが、とにかく、とにかく打たなければなりません。黒1とフトコロを広げる。これしかありません。もちろん、白2とオイでくるに決っています。黒3もこの一手。そこが基の面白さ。さてどう打つか?



2図 白4とアテれば黒5と取るばかりません。

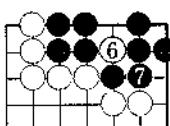
3図 4つづいて白6とホウリコんでくるのは必定ですが、石の下はここがポイントになります。取つたらお終り。取らないで黒7にツギます。ところが多くの場合、黒四子がもつたない、とつい取つてしまふ人が多い。注意していただきましょう。



4図 白8と黒四子は取られてもいいのです。石

の下は石を取らせたあとのが問題になるのです。

5図 このケースはスキートがいい形になつてるので、白二子が取れます。



5図 まだたくさんある石の下の面白い例があります。ま

たの機会に。

たことはありますか。

(部長) 申告をしていただいた、法人の約一割の法人に対して、調査をし、適正に申告しておられるかどうか、みていますが、すべてが必ずしも適正でないようです。

調査をした中で、八四%の申告漏れがあります。これは、もちろん全法人の八割が申告漏れということではありません。また、調査したものの中、二七%強が不正確な計算をして、重加算税の対象になつていると、依然として問題です。

税務署の法人担当職員数は、三十年前に比べ三倍程度の伸びに対し、法人数は十倍以上になつていて、調査にも限度があり、一般的な申告水準を上げるために、指導、相談、広報といったものも大変重要な柱です。納税者の方は、自分の所得は自分

で把握しており、それに基づいて税額を申告していただくというのが、申告納税制度です。これに対し、税務署は納税者のイニシアチブに期待しているのですが、中には所得の漏れもあり、例外的に不正確計算もあるということで、調査でもって、最終的に担保せざるを得ないことになつてゐるわけですか

(部長) 今後の調査の方針は、今後、自主申告制度の基本としても調査は大切です。第四点は、同族会社の問題です。同族会社のなかには、課税をできるだけ少なくしようとしている会社もありますので、適正な課税になるように調査を含めた指導をしていきたいと思

いきます。

点は、今後の調査は特に悪質重点でいき課税が公平でないという一部の納税者の方の不満を解消していくたいと考えています。

(部長) そうですね。第一点は、税務上、問題のある法人とそうでない法人といつたようにいろいろ区分し、その区分に基づいた事務運営を、今後も行つていただきたいと考えております。

第二点は、税務上、問題のある法人とそうでない法人といつたようにいろいろ区分し、その区分に基づいた事務運営を、今後も行つていただきたいと考えています。

- 8 -

第三点は、赤字申告法人を調査してみたら、実は黒字だったということでは、適正申告をしている法人と

の間に不公平がありますので、赤字申告法人に対しても、しっかりと調査をしていきたいと考えています。

今後、法人会活動を一層活発にしていくために、四点ほど要望事項を申し上げたいと思います。

第一は、法人会員の増強について、国税局、税務署の更に一層の支持をお願いしたいということです。特

に、従来から協力いたいている税理士会の協力について、国税局、税務署からも依頼していただきたいと思

います。

第二は、税の知識を普及するために研修会などを行つて、これを重点的に見ていただきたいと考えています。

第三は、会員の中から優良法人を多く選定していただきたいということです。

- 8 -

(法人会の要望)

(会長) 法人の立場からいいますと、税負担の公平は非常に大事なことで、これが確立されれば、一段と納税思想も上がり、適正に申

告するようになると思います。私どもとしては、法人会の趣旨にのつどつて適正な申告をしていきたいと考えています。

今後、法人会活動を一層活発にしていくために、四点ほど要望事項を申し上げたいと思います。

第一は、法人会員の増強について、国税局、税務署の更に一層の支持をお願いしたいということです。特

に、従来から協力いたしている税理士会の協力について、国税局、税務署からも依頼していただきたいと思

います。

第二は、税の知識を普及するために研修会などを行つて、これを重点的に見ていただきたいと考えています。

- 8 -

(会長) 法人の立場からいいますと、税負担の公平は非常に大事なことで、これが確立されれば、一段と納税思想も上がり、適正に申

(十月十九日
直税部長室)

通常総会

新役員決まる

九月二十日(月)午後三時より、通常総会がグランドホテルにおいて、会員七十九名の参加のもとに開催され、役員が次の通り決まりました。



① 寺戸 武則
大正6年1月27日生



② 株式会社 島根建材公社
大田市大田町
イ四四五一一〇



① 石田 弘行
大田マルキ株式会社
大田市静間町一〇五三
釣り・読書



① 俵 隆
昭和12年9月15日生
② 有有限公司 俵建設
大田市大田町
吉永一五二八
③ 大田市大田町
大田イ四〇二二一
④ ゴルフ

法人会顧問・参与

役職	事業所名	氏名	電話	部会
顧問	石東農機(株)	杉谷長一郎	2-0480	
ク	石州木材(株)	大西 福蔵	2-5288	
常任参与	島根中央信用金庫	本田 鉄市	2-0740	事業
ク	島根トヨベット陳	勝部 康次	2-2000	総務
ク	㈱島根建材公社	寺戸 武則	2-0860	〃
ク	税理士 渡辺 常弘	渡辺 常弘	2-2181	広報
参与	〃	中田 信雄	2-0557	
ク	〃	塔村 芳正	2-2171	
ク	〃	伊奈 為義	2-1073	
ク	〃	千賀 满	2-2511	
ク	〃	川上 明雄	5-8534	
ク	〃	吾郷 一郎	2-0672	
ク	〃	田中 一男	9-0824	
ク	〃	竹下 錠	2-2181	

法人会役員名

会長	(名) 丸天商店	天崎 正一	大田 2-0420	総務
副会長	㈱大島屋商店	和田 俊二	温泉津 5-2533	広報
ク	昭和陶業(株)	伊藤 章雄	大田 2-4811	事業
理事	大田石油(株)	難波 和夫	〃 2-1045	〃
ク	木村建設(株)	木村 寧志	鳥井 2-0372	広報
ク	石州水上産業(株)	有馬 博雄	水上 9-0221	総務
ク	㈲白藤酒造	大野 幸雄	波根 5-8255	広報
ク	浜寛肥鶏(株)	西村 順二	久 手 2-8314	〃
ク	㈱たけはら	竹原鉄太郎	大田 2-0880	総務
ク	石東スズキ販売(株)	大谷 光弘	〃 2-0678	事業
ク	㈲布引商店	布引 進	〃 2-0619	〃
ク	㈲石東林業商會	松井 義夫	久手 2-8001	総務
ク	㈲俵建設	俵 隆	大田 2-2008	事業
ク	㈲和田食晶	和田 正	〃 2-0190	〃
ク	大田マルヰ(株)	石田 弘行	静 間 4-8411	広報
ク	㈲小川商店	蘭部清之助	温泉津 5-2636	〃
ク	㈲森崎園業所	森崎 楓壇	〃 6-0111	事業
ク	㈲小川貞服店	小川 薫	仁摩 仁摩2812	総務
ク	㈱平和商会	和田 俊郎	仁摩 仁摩2001	事業
ク	㈲貴船電機商會	貴船 富市	仁摩 仁摩2108	総務
監事	㈲たけごし家具	竹腰 和夫	大田 2-0617	広報
ク	㈱富士ドライ	嶋崎 忠夫	久手 2-0082	総務
ク	㈲松井商店	松井 順一	長 久 2-2111	広報

① 和田 正
昭和16年1月18日生
② 協同組合 大田
ショッピングセンター
③ 大田市大田町
大田口九三〇一一



① 松井 順一
昭和16年7月15日生
② 有限公司 松井商店
大田市長久町長久口299-1

① 大谷光弘
昭和17年3月14日生
石東スズキ販売株式会社
② 大田市大田町
大田イ四五〇番地二
③ ゴルフ
大田イ四五〇番地二

④ スポーツ・園芸
大田イ六九八一八

① 氏名・生年月日
② 事業
③ 現住所
④ 趣味

① 竹原 鉄太郎
昭和20年1月10日生
② ㈱たけはら
大田市大田町
大田イ六九八一八

ミニ二税務コード

うつかり財産の 名義変更したとき

い場合。

- ② 他人名義で財産を取得したことが、深い考えもなく行われたとか、誤つて行われた場合。

財産の名義を変更したり、買入れた財産をその買入れた人でない人の名義で登記したような場合には、贈与があつたものとして贈与税がかかります。

しかし、その財産を贈与する意思がなく、うつかり名義をかえてしまつたり、名義をまちがえて登記することも見受けられます。このような場合には贈与税の課税を受ける前に、その名義を本来の所有者に戻せば贈与がなかつたものとされます。

① その財産の名義人となつた人が、名義人となつたことを知らず、その財産を使用して収益をあげたり、管理運用していな

なあ、すでにこの取扱いを受け、内容を知つてゐる人は適用されません。

共働きの夫婦が 住宅を買ったとき

夫も妻も働いていて收入がある夫婦が、マイホームなどを購入するときは、そ

れぞれ自分の収入から、貯蓄した預金などを出し合つて、その資金とするのが普

通です。

例えば、一千円の住宅

です。

例えれば、次のような場合です。
① その財産の名義人となつた人が、名義人となつたことを知らず、その財産を使用して収益をあげます。

このようないときは、それ

親の土地に家を建てる建てると贈与税は

親の土地に子供が家を建てたような場合の使用貸借による土地の使用権については、次のような取扱いにより、贈与税はかかりません。

1 建物や構築物の所有を目的として、使用貸借による土地の借受があつた場合は、その使用権の価額はゼロとして取扱われます。

2 借地権者から、その土地を使用貸借によつて借受け、建物などを建てた場合にも、その使用権の価額はゼロとして取扱われます。

正解手順

△6一金△8二玉 ▲7

二金 △同玉 ▲7三銀

△同桂 ▲6二角成

△8二玉 ▲7一馬迄

第一手で△6二銀とか

▲6一金は角の筋が消えてしまふのでいけません。

▲6一金は取れば頭金で詰みますから、角筋を消さずに敵玉を追うことに成功しております。

そのかわり、使用貸借により貸付けられている土地や借地権を、その後、相続申し上げます。

(広報部)

ぞの負担額に応じて、夫が十分の七、妻が十分の三の持分とした共有名義にすると、夫と妻の間に贈与の関係は生じませんから、贈与税はかかりません。

や贈与でもらつたときは、その土地や借地権は自用のものとして評価することになります。

2の場合には、使用貸借を確認するために、使用貸借による借受者、借地権者、および所有者の連署による

借地権の使用貸借に関する確認者を税務署に提出することが必要です。

そのほか使用貸借にはいろいろなケースがあると思ひますので、税務署におたずねください。

(石見大田税務署)

編集後記

法人会の役員改選がありましたが、引続いて広報を担当することになりましたので、よろしくお願いします。

会員の意思疎通には総会、地区別懇談会等、研修の為には法人学校がありますが、会報は会員の意見発表の場であり、又会の活動を会員や他の法人会にも知つて頂く大切な手段であります。なるべく数多く発行し、多くの御意見等を掲載したいと思いますが、今回、漸く第四号を編集出来た程度で今後の努力をお約束したいと思います。会員の方の投稿が至つて少く精彩を欠きますので、何事でも結構ですからお寄せ頂きますよう期待しています。

末尾になりましたが、編集に御協力頂きました多くの方々に心から御礼申し上げます。

サワラ・キス・するめ・カレイ等の塩干加工物・高級冷凍魚

ヤマフジ食品加工(有)

代表者 山 口 力 二

邇摩郡仁摩町 TEL 085498-2105

クリーニングは技術と信用の店

(高級ドライ、和服、ジュータンクリーニング、
防水、防災、一上級技術の店)

株式会社 富士ドライ

大田市久手町刺鹿329-4 TEL (08548) 2-0082(代) 有線629-19

創る喜び

有限
会社

ムドリヤ

着る楽しさ

大田市大田町大田イ300-6 TEL 2-0215

営業部門 ●婦人服地とオーダー●コットン●リフォーム

医薬品・工業薬品・漢方

(有) 山崎薬局

本店 大田市大田町本通り TEL (08548) 2-0132

支店 大田市大田町大正東 TEL (08548) 2-1561

BOSE 1982年今年“音質”を追求しました。

演出のグレードアップのために。

会館 にわら

大田市大田町 TEL 08548-2-1050

土に生まれ土を活かし

いつの時代も瓦造り一筋に生きる

の石州ゆのつ瓦窯元

日本工業規格表示許可工場

有限
会社

森崎窯業所

邇摩郡温泉津町井田

□ (08556) 6-0111(代)

大田通摩法人人会会報 第4号

昭和57年12月20日発行

発行所 大田通摩法人人会

編集 広報部会 部会長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2-0765

印刷 月橋印刷

大田市鳥井町鳥越(工業団地内)

TEL (08548) 2-0540